

# <屋外施設を利用される市民の皆様へ>

## 利用時間及び申請時間の短縮のお知らせ

いつも当施設をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

3月21日(日)に埼玉県を含む1都3県の緊急事態宣言が解除されたことを受けましたが、段階的緩和措置として**4月21日(水)まで、当屋外施設の利用時間及び申請時間の短縮を延長**させていただきますので、ご利用の皆さまにはご理解とご協力をお願いいたします。

### 記



#### ■利用・申請時間を短縮(延長)する期間

令和3年1月11日(月)～~~令和3年3月31日(水)~~

**令和3年4月21日(水)**

#### ■受付時間(屋内・屋外の申請時間)

午前8時30分から午後6時30分まで

#### ■利用時間

午前9時から午後8時まで

\*なお、感染拡大等の状況によっては、期間が変更になることもありますので、随時、ホームページや施設内掲示などによりお知らせします。

令和3年3月29日(月)